平成２４年（フ）第２１３号
大阪府貝塚市森824番地１棟701号
債務者　園田　由香
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
大阪府岸和田市田治米町250―25―502、住民票上の住所大阪府岸和田市下池田町２丁目８番24号
債務者　森田　高成
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2203号
債務者　尾﨑知香子
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南野　雄二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４２０号
広島市安佐北区可部東３丁目19番13号
債務者　日髙　義昭
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県大川市大字榎津174番地７
債務者　田中三壽夫
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４６９号
北海道瀬棚郡今金町字今金190番地の８
債務者　徳田　浩志
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
北海道北斗市常盤２丁目４番２号
債務者　加藤二三代
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
函館市若松町18番13―1005号
債務者　大束　真理
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
岐阜県大垣市三塚町983番地　レジデンスかとう207号室
債務者　福地　英浩
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸89番地の１　梅戸団地26棟５号、前住所奈良県磯城郡川西町大字梅戸85番地の１
債務者　橋本彫刻所こと　橋本　　夫
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地19―206
債務者　中井　健司
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
奈良県橿原市葛本町544番地の２　サンモールパートⅠ205
債務者　池田美智子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
福岡県京都郡みやこ町呰見1080番地２
債務者　小林美保子（旧姓下窄）
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
愛知県豊川市御津町下佐脇宮本25番地２、従前の住所愛知県豊川市御津町御馬塩浜20番地１
債務者　渡辺紀代美
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５２号
岡山県浅口市鴨方町六条院東3518番地27
債務者　森本　慶二
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
埼玉県八潮市大字八條2911番地８
債務者　浜野　正子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ42番102号
債務者　鳥羽　有紀
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係